

道路欠損部簡易補修業務仕様書（案）

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、発注者が実施する業務名：大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務委託（地域維持型JVによる試行）の内「道路欠損部簡易補修業務」（以下「本業務」という。）について適用され、受注者が履行しなければならない一般事項を定めたものである。

（受注者の義務）

第2条 受注者は契約の履行にあたっては、本業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、本業務を実施するよう最高の技術を発揮しなければならない。

（業務の期間）

第3条 契約日の翌日 から 令和3年3月31日 まで

（業務の目的）

第4条 本業務は、冬期間における市民生活と産業経済活動の安定を図るため、安全で円滑な道路交通を確保する効率的な除雪作業と併行して簡易補修業務に臨むことを目的とする。

（調査職員）

第5条 本仕様書において調査職員とは、発注者が当該業務委託契約の調査・監督権限を行使するものとして受注者に通知した職員という。

（業務内容）

第6条 本業務は、履行期間中に道路維持パトロールを実施し、道路に欠損部を発見した際に常温簡易合材で補修作業（以下「パトロール」という。）を行うものとする。

2 パトロールは、基本的に管理道路の路面が目視にて確認できる状況下で実施する。

3 パトロールは、確認車両の速度を時速20km以下で実施する。

4 パトロールの確認単位は、大曲地域C工区全域（路線延長129.1km）確認で1回転とし、半月に1回転の確認を原則とする。ただし、積雪等で第2項の確認が困難な場合は調査職員の指示により期間を延長することができる。

5 パトロールの回数は、1ヶ月につき2回転を上限とする。ただし、パトロール期間が月を跨ぐ場合等は、前後の月のパトロール回転数を考慮して上限の数を増減することができる。

6 パトロール実施の都度、道路維持パトロール作業実績報告書（様式第〇号）（以下「作業報告書」という。）を作成するものとする。

7 使用する常温簡易合材は発注者から現物支給するものとし、受け渡し場所及び数量は、調査職員が指示するものとする。

8 調査職員から道路欠損部補修の指示があった場合は、すみやかに指示のあった場所の欠損部補修を行うものとする。

（作業状況の確認）

第7条 作業状況は、作業報告書により確認するものとする。

2 常温合材の使用量は、使用後の袋を調査職員に直接確認してもらうこととする。

(現地立ち合い)

第8条 受注者が、パトロール中に異常を発見し受注者では判断できない状況の場合は、調査職員に立ち会いを求めることができる。

(安全管理)

第9条 受注者は、作業中の交通安全確保には十分留意すること。

(運転員の届出)

第10条 受注者は、パトロールを実施する運転員及び、同乗する世話役について発注者に届出するものとする。

(請求)

第11条 請求については、毎月の除雪業務委託料の請求時に併せて行うものとする。

2 前項の請求書を提出する時に、請求額に該当する作業報告書を添付するものとする。